

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企323号

令和4年4月7日

非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について（通達）

非行少年を生まない社会づくりについては、「非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について（通達）」（平成30年8月9日付け熊少第315号。以下「旧通達」という。）に基づき、諸対策を推進しているところ、別添「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」（令和4年3月29日付け警察庁丙少発第15号）が警察庁より示された。

今回、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第37号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）が令和4年4月1日に施行され、新たに特定少年についての内容が盛り込まれたことから、この点に留意し、非行少年を生まない社会づくりの一層の推進に取り組まれない。

なお、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。